

# 令和8年度 DX 伴走支援事業 業務委託仕様書

## 第1 目的

様々な業種・業態において IT 導入が推進され浸透していく昨今、県内では経営課題の整理や解決への体制づくりが不十分で産業デジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）の着手に踏み出せない企業が多く存在している。特に近年は、生成 AI 等の新たな技術を自社にどのように取り入れるべきか判断できず、活用の第一歩に踏み出せない企業も増えている。

このため本事業では、県内企業に対して伴走しながら、当該企業の経営課題の整理やその解決への取組の企画立案を支援し、最終的には企業自らが自走して DX を進められるよう体制を構築することを目的とし、企業の利益増加に繋がる DX や、生成 AI 等を活用した新たな価値創造への挑戦を後押しする。

また、このようなプロセスを経て県内企業が DX に取り組む状況をホームページ等で公開していくことによって他企業への普及啓発を図る。

## 第2 業務内容

事業の目的達成に向け、次の 1 から 6 に掲げる業務及び企画提案競技時の提案書の内容に取り組むこと。

事業の実施に当たっては、契約締結後に公益財団法人佐賀県産業振興機構さが産業ミライ創造ベース（以下、「RYO-FU BASE」という。）と本事業受託者においてキックオフミーティングを実施し、事業の方向性や内容について協議を行い、認識を合わせた上、事業を開始することとする。

### 1 支援先選定業務

県内企業のうち、経営課題を明確化し DX によって、その解決を図ろうとする意欲的な企業を確保することを目的とし幅広く公募を行い、RYO-FU BASE とともに支援する県内企業の選考（5 社以上）を行う。

また、選考に当たっては、次の(1)から(4)の業務を行うこと。

#### (1) エントリーシート等の作成

以下の例を参考に、応募企業に記載させるエントリーシートを作成すること。

(例)

- ・ 参加目的
- ・ 会社概要
- ・ 自社の経営課題

#### (2) 公募説明会の企画運営

本事業の目的・支援内容・応募方法を周知するため、公募説明会を 1 回以上、企画・実施すること。

#### (3) 審査基準の策定及び審査会運営

(1)のエントリーシート等を踏まえた審査基準を策定し、審査員を選定するなど審査会の企画・運営をすること。

#### (4) 選考スケジュールの設定

令和8年6月末までに支援先企業を決定できるよう、審査に係るスケジュールを設定し、円滑に運営すること。

なお、スケジュールに遅れが出る場合、RYO-FU BASE と協議の上、再調整すること。

### 2 伴走支援業務

上記 1 にて選定した企業について、DX に取り組む活動を、ハンズオン（一定期間（4～6 カ月）に渡る伴走支援）にて、次の(1)から(5)に掲げる支援を行い、(6)に掲げる状況に仕上げること。

また、支援先とのコミュニケーションは原則 Slack を用いるものとし、チャットツー

ルにおける支援先とのチャネルには RYO-FU BASE メンバーを参画させること。

(1) 現状認識と経営課題の整理

支援対象企業の現状と未来像（長期的、効率化後何に取り組むのか）を具現化し、両者のギャップから生じる経営課題を抽出するとともに、その優先度を明確化する。

(2) DX に関する目標設定と実現計画の作成

整理した経営課題から DX を進めていくための目標値を、例えば短期・中期・長期と言った時間軸に添って設定し、導入する IT ツール（生成 AI を含む。）（以下、「IT ツール」という。）などの解決方法を含めた実現計画の策定を支援する。

なお、本事業における目的である『企業自らの自走』という認識を共有したうえで、支援期間の中で支援先の繁忙期などを考慮し、期間内でのゴールを決め、どの時期に何をするのかを支援先と合意し、RYO-FU BASE に共有すること。

(3) 計画遂行のための DX 推進体制構築（仕組み、役割、IT ツールやパートナー企業等）

DX 実現計画を進めていく上での社内推進体制の構築を支援し、支援から離れた後も自走できるような環境を整える。

(4) IT ツール導入支援

適切な IT ツールなどの比較考慮と選定を支援し、テストツールなどの導入を支援するとともに、その導入に当たって活用可能な補助金があれば活用を支援する。なお、導入する IT ツール（生成 AI を含む。）の選定については、適宜状況に応じてスマート化センターの活用を促すこと。

(5) IT ツール導入後のフォロー

IT ツール導入後の状況確認と計画の進捗や効果を確認する。

(6) DX を自走できる状況・環境

自走できる状況・環境とは、県内企業自らが DX に関する目標を立てることができ、その目標に対して自組織内のリソースを適切に編成して推進の体制を整備するとともに、自ら内製化して完遂する、又は適切なパートナー企業等を選択して完遂への目途を立てることができるものとする。併せて、当該企業自らが、データを活用しながら目標達成状況の評価と改善が可能な仕組みなどを設けるよう促すものとする。

この状態になっているかの判断は、以下ア及びイの観点から RYO-FU BASE が総合的に判断する。

ア DX 認定の取得状況

イ DX 大賞や DX セレクションへの応募状況

### 3 広報物制作業務

公募情報や伴走支援事例等を県内企業が認知するため、効果的な広報物（チラシや動画等）を作成すること。ただし、伴走支援における DX への取組みやその変化・効果などについては、支援対象企業 1 社当たり 1 件以上の記事を作成すること。執筆記事はスマート化センターの事例フォームを基本とし、2,500 文字以上、写真 3 枚以上で構成されるものとする。

なお、掲載に当たっては、事前に RYO-FU BASE と内容を協議の上、公開すること。

### 4 本事業に係る管理業務と各所との連携

本事業の事業責任者は、適切な業務プロセスを策定し、事業の進捗やメンバーの管理を行うこと。参画メンバーには、スマート化センター機能の理解など、適切な情報共有を行うこと。

また、スマート化センターとの連携プロセスについては、スマート化センターの運営責任者と協議の上、情報共有の体制や定期報告を含む主要プロセスにおける連携の仕組みを構築すること。

さらに、RYO-FU BASE をはじめ、事業に必要となる商工団体、産業イノベーションセンター等の関係各所との連携・調整を適宜図り、業務を円滑に進めること。  
なお、RYO-FU BASE が開催するイベント等については、適宜協力すること。

5 RYO-FU BASE 及びスマート化センターの広報の支援  
スマート化センターに関する広報物や RYO-FU BASE からの広報物の配布依頼については、案件探索などを行う際に本事業に支障がない場合は積極的に対応すること。

6 その他、本事業に必要な一切の業務  
本事業の遂行にあたり、必要に応じて RYO-FU BASE と協議の上、実施すること。

### 第3 守秘義務

1 受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。  
2 受託者は、配置する職員に対して、業務に当たり知り得た企業秘密等を厳守させるため、関連企業等の求めに応じて、誓約書の提出など秘密保持のための措置を取らせることができる。

### 第4 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。

### 第5 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで。

### 第6 その他

1 本事業に関する事務は、受託者が行う。  
2 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面やデータ等）を無償で自由に二次利用できるものとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作人格者権を行使しないものとする。  
3 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用するものとする。二次利用についても同様とする。  
4 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。  
5 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。  
6 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。  
7 本仕様書に記載のない事項については、RYO-FU BASE と受託者で協議し、決定する。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遗漏のないようにすること。  
8 訪問先との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。  
9 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたと RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。  
なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。